

河跡湖公園利活用調査  
実施主体の公募について

令和7年

各務原市 河川公園課

## (1) 事業目的

河跡湖公園は、エノキやムクノキなどの河畔林特有の植生を残すハウスモト池、開放的な池と河畔林を眺めながら川島の歴史遺産を感じることができる旧堤防跡が残るミツヤ池など河畔特有の植生を生かした公園として、地域の市民より親しまれています。

公園内には川との戦いの歴史の一部である旧堤防跡、市民の手でつくる森、水遊びのできる河原、広大な芝生広場、ゴンボ積みをイメージしたお手洗い、眺望デッキなど水と緑といった自然はもちろん川島の歴史にもさまざまな形で触れることができる公園となっています。

一方で、河跡湖公園は、公園種別としては、各務原市民公園、学びの森と並ぶ規模の「地区公園」となっていますが、写真撮影以外での公園使用申請がほとんどなく、公園活用があまり進んでいない状況となっています。

本調査は、河跡湖公園がどのような理由で利活用が進んでいないのか、その現状と課題を検証するために実施します。



## (2) 施設概要

項目	内容
所在地	各務原市川島河田町字河田 236-2 外
公園種別	地区公園
面積	51,349.87 m <sup>2</sup>

## (3) 事業の流れ

### ①実施主体の公募

本調査を行うため、事業対象地におけるイベント企画を行う実施主体の公募を行う。

### ②企画書の提出

イベント企画を行う実施主体は、実施するイベント内容を記載した企画書を事務局へ提出する。

### ③企画書の認可

提出された企画書の内容を事務局で審査し、実施主体と調整を行ったうえで、イベントの実施を認可する。

### ④イベント及びアンケートの実施

事務局が認可した企画内容のもと、イベントを実施する。イベント中にアンケート調査を行い、年代、性別、居住地などの属性や交通手段を把握し、利活用における課題の洗い出しを行う。

### ⑤イベント及びアンケート結果の報告

実施主体は、アンケート結果を集計し、事務局へ報告を行う。

## (4) 実施主体の公募

### ①参加表明

令和7年5月12日(月)~12月26日(金)までに、「参加表明書」に必要事項を記入の上、事務局へ提出してください。提出方法は、メール、窓口、郵送によるものとします。

<メール> [tkoen@city.kakamigahara.gifu.jp](mailto:tkoen@city.kakamigahara.gifu.jp)

<窓口・郵送> 〒504-8555 各務原市那加桜町1-69 河川公園課 宛

## ②参加資格

法人又は任意団体、個人であるかは問いませんが、本調査の趣旨を理解し、協力いただける実施主体であること。

※実施主体の概要が分かる資料を添付してください。

※暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 4 年法律第 77 号）に規定する暴力団員である事業者または法人でその役員に暴力団に該当する者がいる場合、応募できません。

## ③実施条件

令和 8 年 2 月 27 日（金）までに、事業を完了し、イベント及びアンケート結果の報告ができること。

※本調査における公園使用料は減免とします。また、本調査の実施に当たり、公園以外の公共施設等を利用したい場合は、実施主体と協議の上、必要と判断された場合は市で手配することとします。

※本調査を実施するにあたり、出店者等の募集を行う場合は、出店料を徴収しても構いません。

## **(5) イベント企画の内容確認**

参加資格及び実施条件の確認ができた実施主体は、事務局へ「イベント企画書」を提出してください。なお、「イベント企画書」に記載が必要な事項は次のとおりです。

※「イベント企画書」の様式は自由とします。

※企画内容によっては、お断りする場合があります。

## ①事業内容

実施を予定している事業内容について、記載してください。また、当該事業の実施が本調査にどのように寄与できるかを併せて記載してください。

## ②レイアウト図

どのようなレイアウトで事業を実施するのか、記載してください。詳細が固まっていない場合は、暫定版でも構いません。

## ③運営体制

次に掲げる留意事項を参考に、どのようなスタッフ体制で事業を実施するか、記載してください。

※公園及び周辺の混雑時は、実施主体で来場者の誘導整理を行い、歩行動線の確

保に努めてください。

※イベントで発生したごみや排水等は、実施主体で適切に管理し、分別・処理を行ってください。

※本スタッフ体制は、「緊急連絡体制」を兼ねるものとして、記載してください。

#### ④アンケートの実施方法等

来場者数の把握、来場者アンケートの実施方法を記載してください。また、アンケート回収率の向上に寄与するような工夫を検討してください。

また、出店者を募って、事業を実施する場合は、出店者に対して採算性等が確認できるアンケートにご協力ください。

※アンケートの内容等については、市と協議の上、決定するものとします。

#### ⑤タイムスケジュール

準備、当日を含めたタイムスケジュールを記載してください。詳細が固まっていない場合は、暫定版でも構いません。

#### ⑥広報計画

本企画の告知開始予定日や広報媒体(チラシ・SNS 等)について、記載してください。

### **(6) イベント実施における注意事項**

イベントを実施する上で、次に掲げる注意事項を遵守してください。

#### ①関係機関との協議

・イベントにおいて、飲食出店がある場合は、所管保健所への必要な営業許可(臨時営業許可、露店営業許可など)を申請・取得してください。

・食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないよう十分注意してください。

・火器を使用する出店、又は発電機を使用する出店や催しがある場合、消防署へ「露店等開設届」を提出してください。

・火器を使用する場合は、消火器を必ず用意してください。

#### ②施設利用

・一般の公園利用者に配慮してください。

・公園内を走行する場合は十分な安全確認の上、最徐行してください。また、養生方法などについて事前に協議してください。

・杭やペグなどを使用される場合は、抜き忘れがないよう十分注意してください。

- ・イベントの実施により公園及び周辺の施設・設備をき損または減失したときは、実施主体の責任において現状復旧してください。
- ・近隣からの苦情や要望があった場合は、真摯に対応してください。
- ・大きな音が出る催しを実施する場合は、事前に周辺への周知を行い、理解を得た上で実施できるよう調整してください。

### **(7) 実施報告**

実施主体は、次に掲げる期日までに、イベントの実施報告と併せて、アンケート結果を事務局へ提出してください。提出方法は、メール、窓口、郵送によるものとします。

- ①事業が完了した日から 30 日以内
- ②令和 8 年 2 月 27 日(金)

<メール> [tken@city.kakamigahara.gifu.jp](mailto:tken@city.kakamigahara.gifu.jp)

<窓口・郵送> 〒504-8555 各務原市那加桜町 1-69 河川公園課 宛

### **(8) 事務局**

各務原市 河川公園課

担当:廣瀬

住所:〒504-8555 各務原市那加桜町 1-69

電話:058-383-1533/FAX:058-383-6365

メールアドレス:[tken@city.kakamigahara.gifu.jp](mailto:tken@city.kakamigahara.gifu.jp)